

令和6年度集団指導

(生活介護・短期入所・施設入所支援・自立生活援助)

- 1 令和6年度報酬改定による主な改訂事項
- 2 運営指導における主な指摘事項等

令和6年度報酬改定による主な改訂事項

生活介護

基本報酬区分の見直し①

○基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。

○なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者等の配慮として、

- ・個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。
- ・従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。

(5時間以上7時間未満の利用者は、1日0.75 人として計算し、5時間未満の利用者は1日 0.5 人と計算する。例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能)

○利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、障害者支援施設と同様、利用定員ごとの基本報酬を10 人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

基本報酬区分の見直し②

【送迎や障害特性等による配慮事項等】

- ・送迎に要する時間が**往復3時間以上**となる場合は、**1時間を標準的な時間として加えることができる。**
- ・医療的ケアスコアに該当する者、重症心身障害者、行動関連項目の合計点数が10点以上である者、盲ろう者等であって、**障害特性等に起因するやむを得ない理由**により、利用時間が短時間（**サービス提供時間が6時間未満**）にならざるを得ない利用者については、実際に要した時間を、1日**2時間以内を限度として標準的な時間として加えることができる。**
- ・**送迎時に実施した居宅内での介助等に要する時間**は、生活介護計画に位置付けた上で、**1日1時間以内を限度として、標準的な時間として加えることができる。**

【標準的な支援時間】

（例1）

月1回程度の定期的な通院で支援時間が短い場合

→ 標準的な支援時間で算定可

（例2）

年に数回のイベント（遠足等）の日は標準的な支援時間を超える

→ 生活介護計画に位置付けていれば算定可

【障害者支援施設の行う生活介護】

施設入所者に対しては、**8時間以上9時間未満の所要時間の基本報酬は算定できない。**

延長支援加算の見直し

延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、**9時間以上の支援を評価**する。

※施設入所者については、延長支援加算は算定できない。

〔見直し後〕

- | | |
|---------------------------|----------|
| (1)所要時間9時間以上 10 時間未満の場合 | 100 単位／日 |
| (2)所要時間10 時間以上 11 時間未満の場合 | 200 単位／日 |
| (3)所要時間11 時間以上 12 時間未満の場合 | 300 単位／日 |
| (4)所要時間12 時間以上 | 400 単位／日 |

福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し

生活介護については、常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)と**福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)との併給を可能**とする。

常勤看護職員等配置加算の見直し

【見直し後】

利用定員に応じ、以下の所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数を乗じて得た単位数を加算する。

(1)利用定員が 5人以下	32単位／日	(2)利用定員が6人以上10人以下	30 単位／日
(3)利用定員が11人以上20人以下	28単位／日	(4)利用定員が21人以上30人以下	24 単位／日
(5)利用定員が31人以上40人以下	19単位／日	(6)利用定員が41人以上50人以下	15単位／日
(7)利用定員が51人以上60人以下	11単位／日	(8)利用定員が61人以上70人以下	10単位／日
(9)利用定員が71人以上80人以下	8単位／日	(10)利用定員が81人以上	6単位／日

人員配置体制加算の拡充

人員配置体制加算に従業者を常勤換算方法で「1.5:1」以上配置が拡充

入浴支援加算 【新設】 80 単位／日

医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を提供した場合、1日につき所定単位数を加算する。 ※施設入所者も算定可

喀痰吸引等実施加算 【新設】 30 単位／日

医療的ケアが必要な者であって喀痰吸引等が必要なものに対して、喀痰吸引等を実施するものとして登録した事業所において、喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技能を修得するための研修を修了した職員が喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

リハビリテーション実施計画の作成期間の見直し

【見直し後】

リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び6月ごとに（中略）リハビリテーション実施計画を作成すること。 ※改定前は3月ごと

栄養スクリーニング加算 【新設】 5単位／回

利用開始及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を、当該利用者を担当する相談支援専門員に提供した場合、1回につき所定単位数を加算する。

※通所利用者のみ

栄養改善加算 【新設】 200単位／回

次の(1)から(4)までのいずれにも適合する指定生活介護事業所等において、**低栄養又は過栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者**に対して、当該利用者の栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「**栄養改善サービス**」という。）を行った場合は、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (1)当該事業所の従業者として又は外部との連携により**管理栄養士を1名以上配置**していること。
- (2)利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した**栄養ケア計画を策定**していること。
- (3)利用者ごとの栄養ケア計画に従い、**必要に応じて当該利用者の居宅に訪問**し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、**利用者の栄養状態を定期的に記録**していること。
- (4)利用者ごとの栄養ケア計画の**進捗状況を定期的に評価**していること。

短期入所

地域生活支援拠点等である場合の加算の見直し

〔見直し後〕

地域生活支援拠点等として、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に 100 単位を加算する。加えて、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び基幹相談支援センター等との連携及び調整に従事する者を一以上配置し、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者又は強度行動障害を有する児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に更に200単位を加算する。

緊急短期入所受入加算の見直し

短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直し。

〔見直し後〕

イ 緊急短期入所受入加算(Ⅰ)	<u>270 単位／日</u>
ロ 緊急短期入所受入加算(Ⅱ)	<u>500 単位／日</u>

福祉型強化短期入所サービス費の日中支援サービス類型【新設】

・福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅰ)(障害者向け)

(一)区分6 1,107 単位／日 (二)区分5 977 単位／日 (三)区分4 846 単位／日
(四)区分3 784 単位／日 (五)区分1及び区分2 715 単位／日

・福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅱ)(障害児向け)

(一)区分3 977 単位／日 (二)区分2 816 単位／日 (三)区分1 715 単位／日

※医療的ケア児者に対して、**看護職員を常勤で1人以上配置**している指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

医療的ケア対応支援加算【新設】 120単位／日

福祉型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、**看護職員を必要とされる数以上配置**した上で、医療的ケア児者に対し指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

重度障害児・障害者対応支援加算【新設】 30単位／日

福祉型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、**区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者**の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に**100分の50を乗じて得た数以上**である場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

医療型短期入所における受入前支援加算【新設】

イ 医療型短期入所受入前支援加算(Ⅰ) 1,000 単位／日

ロ 医療型短期入所受入前支援加算(Ⅱ) 500 単位／日

※イについては、指定短期入所事業所の職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該指定短期入所事業所を**利用する前日までに、自宅等へ訪問**し、医療的ケアの**手技等を確認した上で**、指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。

※ロについては、**テレビ電話装置等を活用**することにより、指定短期入所事業所の職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該指定短期入所事業所を**利用する前日までに**、医療的ケアの**手技等を確認した上で**、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。

施設入所支援

基本報酬の定員区分の見直し

利用定員の変更を行いやすくし、施設から地域への移行を推進するため、**利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定**する。

地域移行等意向確認等に関する指針未作成等の場合の減算 【新設】

地域移行等意向確認等に関する指針を作成してない場合又は**地域移行等意向確認担当者を選任していない場合**は、1日につき5単位を減算する。（令和8年度から減算を実施）

地域移行促進加算(Ⅱ) 【新設】 60単位／日

入所者に対して、**通所サービス又はグループホームの見学や食事体験等を行う**など、**地域生活への移行に向けた支援を実施した場合**に、1日につき3回を限度として所定単位数を算定する。

地域移行支援体制加算 【新設】

障害者支援施設から地域へ移行した者がいる場合であって、入所定員を1名以上減らした場合を評価するための加算を創設する。（年度途中の取得は不可）

※前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し、地域生活が6月以上継続している者が1人以上いる指定障害者支援施設等であって、利用定員を減少させたものとして都道府県知事に届け出たものについて、1年間を限度として1日につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算する。

夜間看護体制加算の見直し 60単位／日

夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。生活支援員に代えて複数の看護職員を配置して指定施設入所支援等の提供を行った場合、35 単位に看護職員 1に加えて配置した人数を乗じて得た単位数に所定単位数を加えた単位数を加算する。

通院支援加算 【新設】 17単位／日

指定障害者支援施設等に入所する者に対し、通院に係る支援を実施した指定障害者支援施設等について、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

夜勤職員配置体制加算の要件の緩和

〔見直し後〕

入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の 15 %以上の数設置している場合、夜勤職員配置体制加算で配置される夜勤職員について、以下のとおり緩和することができる。

- ・前年度の利用者の数の平均値が 21 人以上 40 人以下の場合 夜勤 1.9 人 以上
- ・前年度の利用者の数の平均値が 41 人以上 60 人以下の場合 夜勤 2.9 人 以上
- ・前年度の利用者の数の平均値が 61 人以上の場合

→ 夜勤3人に、前年度の利用者の数の平均値が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上（加える数を1人 に限り 0.9 とすることができる。）

自立訓練(生活訓練)

個別計画訓練支援加算の見直し

個別計画訓練支援加算(Ⅰ) 47 単位／日

従来の要件に「支援プログラムの内容を公表するとともに、利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。」を追記

日中支援加算の見直し

〔見直し後〕

日中活動系サービス等を利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

※「当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について」の部分が削除

運営指導における主な指摘事項等

主な指摘事項等について

- ①重度障害者支援加算Ⅱ・Ⅲについて
- ②栄養マネジメント加算について
- ③常勤職員について
- ④食事提供加算(短期入所)について

①重度障害者支援加算Ⅱ・Ⅲについて

【加算の算定要件について】(令和7年4月1日以降)

・指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配していること。

※常勤換算方法で、基準を超える人員が配置されていれば足りる

・サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害者支援者養成研修(実践研修修了者)であり、当該事業所で配置しかつ該当利用者に係る支援計画シート等を作成すること。

・事業所に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害者支援者養成研修(基礎研修修了者)であること。

※従業者の実人数で算出、非常勤職員も含める

・強度行動障害者支援者養成研修(実践研修修了者)は原則として週に1回以上当該利用者の様子を観察し、3月に1回程度の頻度で支援計画シート等を見直すこと。

・強度行動障害者支援者養成研修(基礎研修修了者)は、その他の職員と連携・協力し、支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する利用者に対して個別の支援を行うとともに、支援記録等の作成・提出等を通じて、支援の経過を強度行動障害者支援者養成研修(実践研修修了者)にフィードバックすること。

【重度障害者支援加算Ⅱ・Ⅲ 算定の注意点等】

・人員配置については、基準以上（人員配置加算取得事業所は加算取得の人員以上）の配置がなされていれば算定可です。※人員配置基準に加えて基礎研修修了者配置要件は無くなっています。

・基礎研修修了者1人につき5人まで算定の要件は無くなっています。また、基礎研修を受講していない支援員が個別支援を行うことでも算定可となっていますが、「基礎研修修了者は、その他の職員と連携・協力し、支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する利用者に対して個別の支援を行うとともに、支援記録等の作成・提出等を通じて、支援の経過を強度行動障害者支援者養成研修（実践研修修了者）にフィードバックすること」の要件に留意し、基礎研修を受講していない支援員が基礎研修修了者又は専門研修修了者から支援計画シート等の内容について確認を行っていることが分かる記録を残しておいてください。

・実践研修修了者が週に1回以上当該利用者の様子を観察したことが分かる記録、3月に1回程度の頻度で支援計画シート等を見直したことが分かる記録を残しておいてください。

（その他）

・基礎研修修了者1人につき5人まで算定の要件は無くなりましたので、年度途中で研修修了者の増減や該当利用者の増減に伴う体制届の提出は不要です。

※研修修了者の退職等により加算の要件を満たさなくなった際は御提出ください。

・年度途中で該当利用者が増えた場合の算定開始日は当該利用者の支援計画シート等作成日からです。

【実践研修修了者が作成する支援計画シート等について】

支援計画シート等の様式について、次の様式等を御参照ください。

○「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」

(平成26年3月31日障障発0331第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)

別添参考1及び2

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/sougoushien/dl/tsuuchi_h26-18.pdf

【中核的人材養成研修修了者の配置要件について】

(令和6年4月5日付令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.2より)

・事業所等に常勤専従の職員として配置されることが望ましいが、人材の確保が困難な場合は、必ずしも常勤又は専従を求めるものではないとしており、他の事業所との兼務や非常勤職員であっても差し支えない。

・中核的人材養成研修修了者は、原則として週に1回以上、行動関連項目18点以上である利用者様子を観察し、支援計画シート等の見直しに関する助言及び指導を行うものとしているため、上記の場合であっても、適切に業務を遂行する体制を確保することが必要である。

※配置とは事業所と従業員の雇用関係が必要なため、法人外の外部委託等では認められない。

【初期加算の算定起算日について】

初期加算の算定開始日は**利用者が事業所の利用を開始した日**であり、重度障害者支援加算の**対象となった日ではない**。また、**事業所が重度障害者支援加算の算定を開始した日でもない**。

例1

（R6.3.1から事業所を利用しており、R6.4.1に重度障害者支援加算の対象者になった場合）

→ 令和6年4月1日以降は、180日－31日の149日間は初期加算の算定が可能。

例2

（R5.4.1から事業所を利用しており、R6.4.1に重度障害者支援加算の対象者になった場合）

→ サービス利用開始から180日経過しているため、初期加算の算定は不可

例3

（障害者支援施設の日中活動である生活介護に通所していた利用者が入所した場合）

→ 入所した日を起算として、施設入所支援での重度障害者支援加算の初期加算は算定可

②栄養マネジメント加算について

栄養ケア計画について

- (1) 作成した栄養ケア計画については、入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること(同意を得たことが分かる記録を保管しておくこと)
- (2) 栄養状態のモニタリング及び体重測定の記録を保管しておくこと
- (3) 栄養マネジメント加算の算定は、
入所者又はその家族の同意を得られた日から開始すること

③常勤職員について

【1ヶ月単位の変形労働時間を採用している施設・事業所の常勤職員】

- ・**当該月**における**労働時間の最も多い人の時間数**を常勤の勤務すべき時間数として、当該月の常勤換算の算定に用いることとします。
- ・**当該月**の常勤換算の算定に用いる常勤職員の**1か月の勤務すべき総労働時間が同じ**になるように勤務割をしてください。

※夜勤職員の配置の都合で急遽シフトに入って貰うことになった。

→ 振替休日は当該月内で消化できるように御配慮ください。

④食事提供加算(短期入所)について

「食事提供加算は利用者の負担を軽減する意味合いを持つ加算」

※平成19年12月19日事務連絡「障害福祉サービスに係るQ&A(指定基準・報酬関係)(VOL.2)」より



食事提供加算対象利用者の月ごとの食費から食事提供加算額は必ず減額すること

(例) 朝食400円、昼食500円、夕食600円の事業所

3～4日利用(食事は4日の朝食のみ)、15～16日利用(食事は15日の夕、16日の朝・昼・夕)

(食費)

朝400円×2、昼500円×1、夕600円×2

計2,500円

(加算)

480円×3=1,440円

(徴収額)

2,500円-1,440円=1,060円 ← ○

(食費)

4日:400円-480円(加算)=0円

15日:600円-480円(加算)=120円

16日:1,500円-480円(加算)=1,020円

(徴収額)

0円+120円+1,020円=1,140円 ← ×